

『持続可能であること』の重みをパワーに

本市では、平成27年を初年度とした「第2次周南市まちづくり総合計画」の「前期基本計画」が終了することから、令和2年度から令和6年度までを期間とする「後期基本計画」の策定を進めてまいりました。

現在本市は、「前期基本計画」を審議策定した時期には想像だにできなかった様相を呈しています。例えば、急激な人口減少、少子高齢化の進行、地域社会の脆弱化、災害や感染症への備え、地域経済対策、子育てや教育の充実、情報化への適応、常態化した財政難などがあり、それらへの対処において、「持続可能」の要素を必ず考慮しなければならない状況にあります。

こうしたことから、すべての計画、プロジェクト、施策について、理念や目的は勿論のこと、実施の手法や過程、検証や評価において「持続可能であること」の重みを勘案したものであることを厳しく求め、自律するための知恵と勇気に結び付けてまいっている覚悟です。

本計画では、3つのまちづくりの基本的な視点として「市民に寄り添う」「シビックプライドを育む」「周南の強みを活かす」を新たに設定し、これらを基軸として、10の重点推進プロジェクトが相互に影響し結びつく関係であることを明確にしています。これにより、全庁一体で業務の進め方や意識改革を図り、「持続可能なまちづくり」に挑戦することができると思っています。

これより5年間、本計画を市民や関係者の皆様のお力添えをいただきながら進めてまいります。市民に寄り添い、市民の声を聞き、市民と分かり合える市政の実現を根本姿勢として、総合計画で掲げる「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」を目指してまいります。

折しも、市長交代と重なり、「後期基本計画」の策定と始動を連続して担わせていただくこととなりました。職員一同、心を一にして取り組んでまいりますので、市民ならびに関係者の皆様のより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきましたまちづくり総合計画審議会委員の皆様や、市議会議員の皆様にご挨拶を申し上げます。数多くの貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました市民や関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和2(2020)年3月



周南市長 藤井 律子

目次

I 基本計画序論	4
1 基本計画の性格	
2 基本構想(平成27(2015)～令和6(2024)年度)	
3 基本計画の構成	
4 計画期間	
5 まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係	
6 個別計画との関係	
II 社会情勢と市民意識の変化	7
1 社会情勢の変化	
2 市民意識の変化	
III 将来人口	17
1 人口の推移と見通し	
2 将来人口への対応	
IV 重点推進プロジェクト	18
1 まちづくりの基本的な視点	
2 重点推進プロジェクト	
3 重点推進プロジェクトの進め方	
V 後期基本計画の体系	32
VI 分野別計画	35
1 教育・子育て	
2 生涯学習・人権	
3 地域づくり	
4 安心安全	
5 福祉・健康・医療	
6 産業・観光	
7 生活基盤	
8 環境共生	
9 都市経営	
資料	121

第2次周南市まちづくり総合計画
しゅうなん共創共生プラン

後期基本計画

令和2(2020)年3月
周南市

I 基本計画序論

1 基本計画の性格

本計画は、周南市総合計画策定条例に基づき、第2次周南市まちづくり総合計画「しゅうなん共創共生プラン」の基本構想で掲げた将来の都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのた

めの基本的な施策を着実に推進するため、総合計画の後期5年間における、政策分野ごとの施策の基本方針と戦略的な取組を示す、市の最上位計画として位置付けられるものです。

2 基本構想(平成27(2015)～令和6(2024)年度)

基本構想では、まちづくりの基本理念を「∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり」としています。

そして、本市の将来都市像を「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」と定め、少子高齢・人口減少社会においても、市民と行政の「共創」により本市

の価値を高め、「人と人との絆を大切にし、誰もが活躍できるまち」「海・島・山・里などの豊かな自然を生かした潤いのあるまち」「地域資源を生かした、活力あふれる産業のまち」を確立することで、誰もが安心して共に暮らせる、自立した「共生」のまちを実現することを目指しています。

まちづくりの基本理念

∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり

将来の都市像

人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南

まちづくりの方向

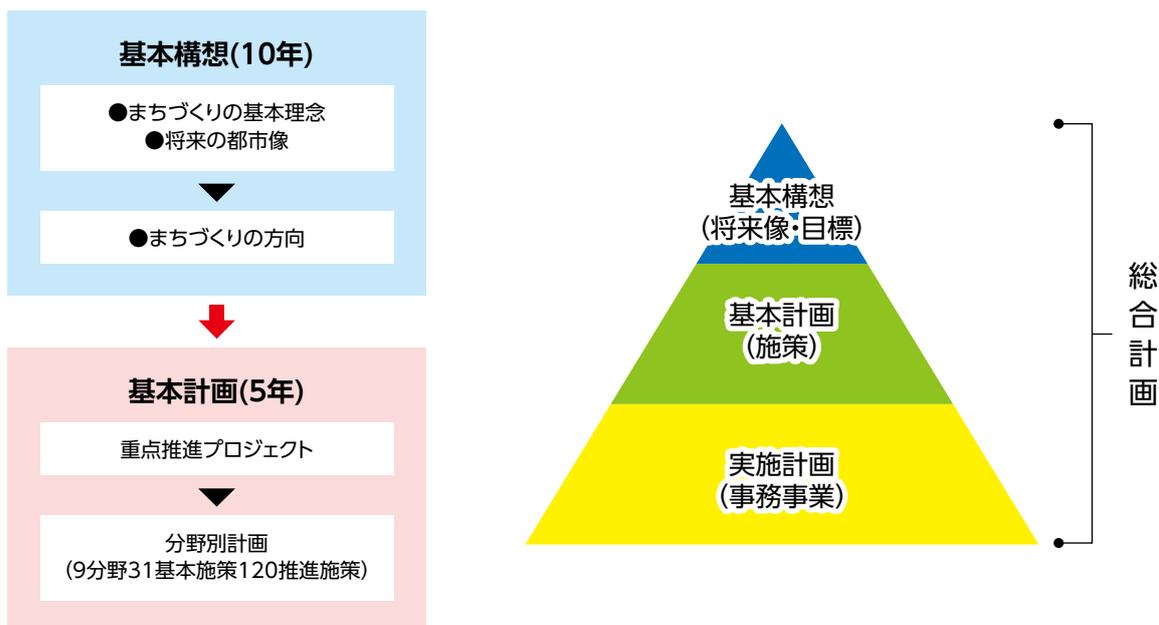
- 元気で心豊かな人を育むまちづくり
- 無限の市民力を発揮できるまちづくり
- 安心して健康に暮らせるまちづくり
- 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり
- 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり
- 最大限の行政力を発揮するまちづくり

3 基本計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されています。

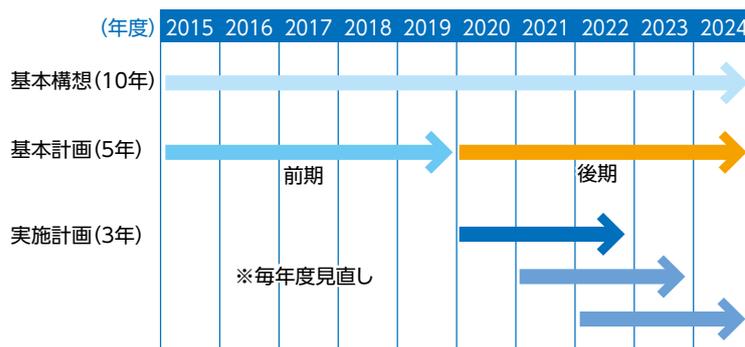
本計画では、基本構想で掲げた6つのまちづくりの方向を基に、施策の体系を「教育・子育て」

「生涯学習・人権」「地域づくり」「安心安全」「福祉・健康・医療」「産業・観光」「生活基盤」「環境共生」「都市経営」の9分野に分け、その中に31の基本施策、120の推進施策を設定します。



4 計画期間

計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。



5 まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力

ある日本社会を維持していくため、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、まち・ひと・しごと創生法が平成26(2014)年に制定・施行されました。

本市においても、「人口減少と地域経済の縮小の克服」を喫緊の課題としていることから、平成28(2016)年1月に周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)を策定し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立すると

もに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す取組を進めてきたところ です。

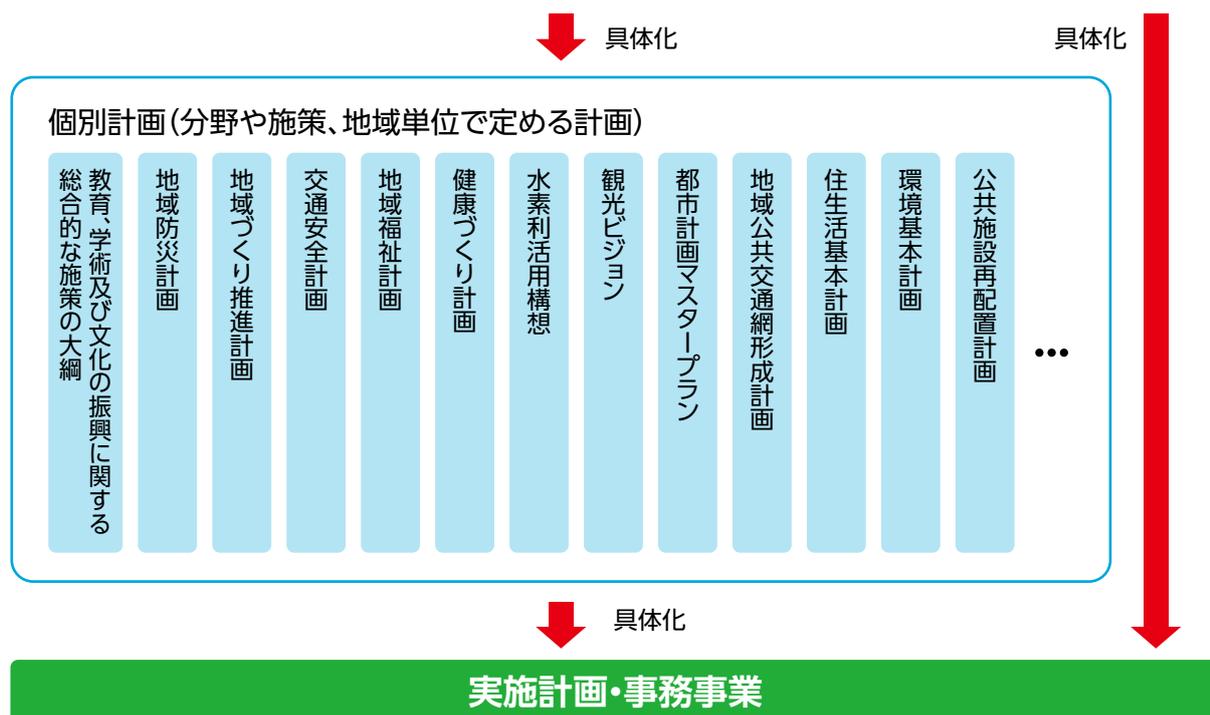
こうしたことから、総合戦略は、総合計画に掲げる施策の中から、とりわけ人口減少と地域経済縮小の克服に対してより即効性の高いもの、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けてより強く資するものを選定し、それらを組み合わせた政策パッケージとして、具体的、積極的、戦略的に推進していくものであり、総合計画に次ぐ分野横断的な上位計画と位置づけています。

6 個別計画との関係

市の最上位計画である総合計画に即して、分野や基本施策、地域ごとに策定した個別計画の中で、施策や事務事業、指標等について

具体的に定め、将来の都市像の実現に向けた進捗管理を行います。

第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン 基本構想・基本計画



Ⅱ 社会情勢と市民意識の変化

第2次周南市まちづくり総合計画前期基本計画策定後の本市を取り巻く環境の変化を踏まえて、社会情勢と市民意識について再整理します。

1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢・人口減少社会の到来

我が国は、平成20(2008)年の1億2,808万人(推計)をピークとして人口が減少に転じました。さらに、未婚率の上昇、晩婚化等により、合計特殊出生率は低下し、少子化が進んでおり、平成29(2017)年4月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、令和22(2040)年に1億1,092万人(86.6%)まで減少すると推計されています。

また、医療技術の進歩等により、65歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上になっている平成27(2015)年の3,387万人から、令和22(2040)年には3,921万人まで増加し、高齢化が進行すると予測されています。

本市においても、今後、さらに人口減少・少子高齢化が進行すると予測されており、地域内需要の減少による経済規模の縮小、労働力不足、生活サービスの撤退、地域づくりの担い手の不足など、様々な社会的問題が生じることから、活力ある地域社会を実現するためには、人口減少問題の克服に向けて、より一層取り組んでいく必要があります。

(2) 安心安全に対する意識の高まり

平成23(2011)年の東日本大震災は、これまでの想定を超える甚大な被害をもたらすだけでなく、日本中に大きな衝撃を与え、人々の自然災害に対する意識は大きく変化しました。その後、国は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会システムの

構築に向けて、平成25(2013)年にいわゆる国土強靱化基本法を制定し、ソフト対策とハード対策を適切に組み合わせた取組を進めています。

本市においても、平成30(2018)年7月の西日本豪雨において甚大な被害をもたらした予測困難な局地的大雨が発生したほか、今後、南海トラフ地震の発生等が危惧されており、市民の生命・身体・財産を守るため、危機管理体制の強化と併せた防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。

また、近年は、街頭犯罪、侵入犯罪に加え、児童虐待、特殊詐欺、サイバー犯罪等の新たな治安事象が生じているとともに、プライバシーの漏洩、食の安全、危険空き家、買い物弱者、高齢ドライバーの事故等、身近な生活における危険や不安が増大しています。

特に本市においては、空き家や空き地の増加、野犬被害等により日常の暮らしの中に不安が生じてきており、地域や関係機関と連携した、安心安全な生活を守る取組が必要となっています。

(3) グローバル化の進展とSDGs

我が国は、雇用・所得環境の改善が続き、所得の増加が消費や投資の拡大につながる経済の好循環が回りつつありますが、生産性の向上と労働参加の促進が喫緊の課題となっています。

経済のグローバル化が進む中で、アメリカの通商政策やそれに対応した各国の反応、原油価格の動向等により不確実性が高まる世界貿易の動向と、それが日本経済に与える影響に

留意する必要があります。

また、平成27(2015)年の国連サミットにおいて、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、17の「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)の達成に向けて、国内実施及び国際協力の両面において、経済、社会、環境の統合的取組が進められています。

本市においても、市民が豊かな生活を営むことができるよう、生産性の向上や多様な働き方の実現などを推進することにより、持続的な経済成長と安定した雇用を維持していく必要があります。

(4)地方分権と地方創生

平成5(1993)年から始まった地方分権改革により、条例による事務処理特例制度の創設、国から地方への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和などが行われ、これまで本市では、市民に身近な事務を中心に県から権限移譲を受け、行政機能の充実と市民サービスの向上を図ってきました。

また、国は、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26(2014)年から、地方創生に向けて、まち・ひと・しごと創生法に基づく様々な取組を進めています。しかしながら、若者を中心に地方回帰の流れは見られるものの、依然として人口減少や東京一極集中の流れに歯止めがかからず、更なる取組の強化が求められて

います。

本市においても、人口減少・少子高齢化による地域活力の低下が懸念されており、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼ぶ好循環を確立し、「まち」の活力を取り戻すため、人口動態の改善、暮らしやすい環境づくりなどに引き続き取り組んでいく必要があります。

(5)地域づくりへの機運の高まり

我が国では、地域課題や住民ニーズが多様化・複雑化する中、人口減少や高齢化が急速に進行している中山間地域等の条件不利地域を中心に、日常生活機能の維持、生活交通の確保など様々な課題が山積しており、その全てを行政や民間事業者だけで対応することが困難になっています。

身近な暮らしの維持や地域の活性化を図るためには、住民自らが考え、自主的・主体的に地域づくりを進めることが重要となってきている一方、住民の力だけでは安定的・持続的な地域づくりが困難な地域においては、地域外の人材等を新たな担い手とする取組や経営の視点を取り入れた地域づくりが求められています。

こうした中、本市においては、中山間地域はもとより「自分たちの地域は自分たちで守る」自立した地域の体制づくりに向けて、住民が地域の将来計画である「地域の夢プラン」を策定し、子どもや高齢者の見守りなど安心して暮らせる地域づくりを進めているほか、地域経営の観点から、地域の拠点施設を地域自らが運営する取組も始まっています。

また、地域団体やNPO法人、企業、学校などの多様な主体が連携して、地域が抱える課題の解決を図る「新しい公共」の取組が進んでいます。

今後も、地域課題を解決するため、地域に寄り添った支援や地域づくりの人材育成を図りながら、様々な団体等による自主的・主体的な取組をさらに進めていく必要があります。

(6) 価値観やライフスタイルの 多様化と人生100年時代

我が国では、グローバル化、少子高齢化、男女共同参画の進展等により社会構造が変化する中で、結婚や子育て、家族、仕事、居住地などに対する個人の価値観も大きく変わり、ライフスタイル(生活様式)に影響を与えてきました。特に、女性の社会進出や高齢者の増加が進むにつれて、結婚後・出産後も働き続けたり、男性が積極的に家事や子育てに参画したりするなど、結婚後のライフスタイルが男女ともに変化しはじめています。

そうしたライフスタイルに合わせて、仕事に偏重した生活を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を重視する考え方が主流になりつつあるとともに、近年は、生産性の向上、就業機会の拡大、余暇の充実等を実現するため、個人と企業の双方で働き方改革が全国的な課題となっています。

また、特に東日本大震災以降、若者を中心とした価値観の変化や社会貢献への流れも生まれています。さらに、スマートフォンの普及等により、いつでも簡単に欲しい情報が入手できるほか、時間や場所を選ばず仕事ができる環境も生まれるなど、時間的・空間的に利便性が向上するとともに、生活行動も変化しています。

そして、健康寿命の延伸による人生100年時代を見据えて、全ての国民が自分らしく元気に活躍しつづけられる社会、安心して暮らすことができる社会をつくることが求められてきて

います。

こうした画一的なライフスタイルから多様なライフスタイルへの変化は、全国的な地方創生の動きとともに、UJターンや農林水産業への新規就労などの多様な居住地選択や職業選択を可能にし、若者を中心とした地方回帰への動きにもつながっています。

本市においても、市民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、それぞれの価値観に基づいた生き方を実現できる社会の構築等に取り組んでいく必要があります。

(7) 情報通信技術の発達とSociety5.0

我が国では、令和2(2020)年の第5世代移動通信システム(5G)のサービス開始により、情報通信ネットワークは更に利用しやすくなることが期待されるとともに、インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等により、従来のパソコン、スマートフォン等のインターネット接続情報端末に加え、電化製品や自動車、工場、ビルなど、世界中の様々なモノがインターネットでつながるIoT(モノのインターネット)時代が到来し、IoTデバイスが急速に普及しています。

さらに、近年、ICT(情報通信技術)が進歩し、インターネットの利用の増加とIoTの普及により、大量のデジタルデータ(Big Data: ビッグデータ)の生成、収集、蓄積が進みつつあり、そうしたビッグデータのAI(人工知能)による分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用することで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションが進みつつあります。

また、国では、第5期科学技術基本計画において、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空

間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」であるSociety5.0を目指すべき未来社会の姿として提唱しています。

本市においても、人口減少社会の中で生産性や生活の質の向上などを目指し、市民生活や企業活動、行政等の各分野において、IoT、AI等の先端技術やデータ等を活用しながら、社会的課題解決や新たな価値創造に取り組むとともに、ICT等を活用できる人材の育成等にも取り組む必要があります。

(8)深刻化する環境問題

我が国では、人口減少、少子高齢化、人口の偏在等が進んだことにより、地域コミュニティの弱体化や行政機能の低下を招き、自然災害に対する脆弱性が高まるとともに、里地里山など豊かな自然が失われ、生物多様性の低下や生態系の公益的機能の劣化につながるなど、環境保全に深刻な影響が現れてきています。

国際的には、化石燃料の使用に伴う温室効果ガスの排出量の増加により地球温暖化が進行し、気候変動をはじめ自然災害、健康、食料、自然生態系等の危険性が高まっていくことが予測されています。

また、近年、海洋プラスチックごみ問題に起因して、地球規模での環境汚染が懸念され、天然資源の消費抑制や資源循環体制の構築がより一層求められています。

本市においても、環境問題による市民生活への影響が懸念されており、持続可能な社会へ転換するため、省資源・省エネルギー対策、太陽光、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの普及といった低炭素化の取組、水素の利活用、廃棄物の適正処理、3R(リデュース、

リユース、リサイクル)の推進といった資源循環の取組など、環境負荷の低減や自然環境の保全に向けて総合的に取り組んでいく必要があります。

(9)公共施設等の適切なマネジメント

我が国では、主に高度経済成長期以降の急激な人口増加を前提として集中的に整備された、道路、上下水道、公営住宅、学校などの公共施設等の老朽化が全国的な問題となっています。こうした状況から、国は、平成25(2013)年にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26(2014)年に全ての地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

本市では、公共施設の現状と課題を把握するため、公共施設白書を作成するとともに、平成27(2015)年に周南市公共施設再配置計画を策定しています。今後も、少子高齢・人口減少社会が進行し、税収の減少や新たな財政需要への対応などによる地方公共団体の行財政運営が厳しさを増すことが予測されており、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントに取り組んでいく必要があります。



2 市民意識の変化

平成30(2018)年に、市民のニーズや満足度、市政に対する考えなどについて、市民アンケート調査を実施しました。18歳以上の市民の中から、3,000人を無作為抽出し、1,306件(回収率43.5%)の回答がありました。



(1)本市の住みよさ

平成30(2018)年調査では、本市の住みよさについて「住みよい」と回答した人の割合が30.0%、「どちらかといえば住みよい」と回答した人の割合が43.5%となっていて、7割以上の人が住みよいと回答されています。過去2回の調査と比較すると、「住みよい」と回答した人の割合が減少する一方、「どちらともいえない」と回答した人の割合が増加しています。

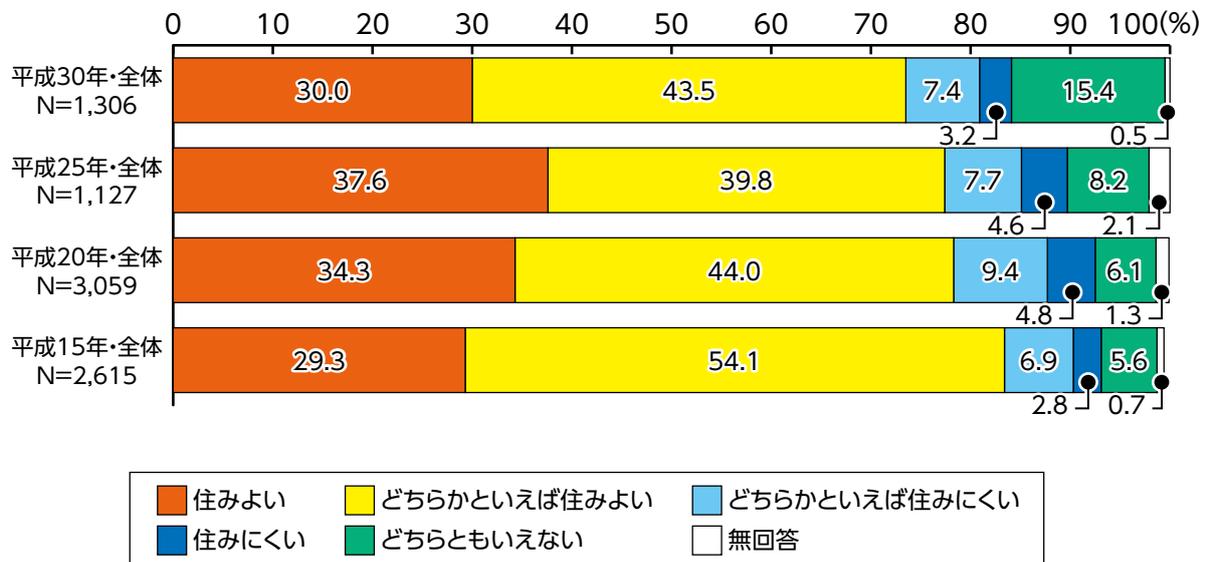
また、今後の居住意向について、「住み続けたい」と回答した人の割合が42.3%、「どちらかといえば住み続けたい」と回答した人の割

合が32.5%となっていて、約75%の人が住み続けたいと回答されています。過去2回の調査と比較すると、「住み続けたい」と回答した人の割合が減少する一方、「どちらともいえない」と回答した人の割合が増加しています。

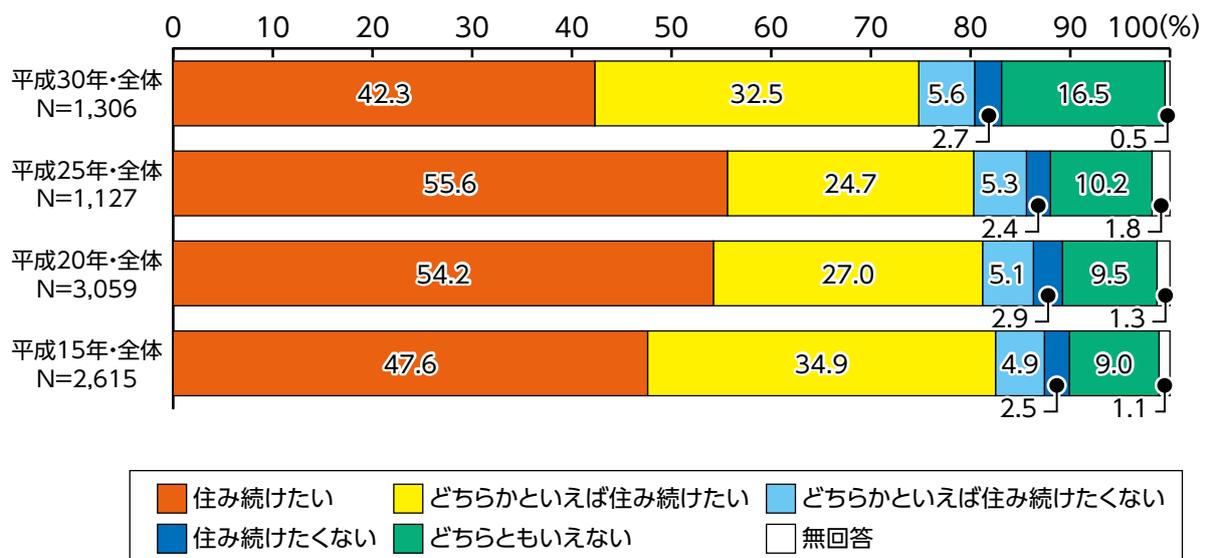
「住み続けたくない」又は「どちらかといえば住み続けたくない」と回答した理由は、「公共交通が不便」と回答した人の割合が61.1%で最も高く、次いで「買い物など日常生活に不便」が51.9%、「医療や福祉が充実していない」が30.6%となっています。



■ 市民アンケート調査(周南市の住みよさ)



■ 市民アンケート調査(今後の居留意向)



(2)市の施策に対する満足度

平成30(2018)年調査では、施策の満足度について、「上水道の整備」が最も高く、次いで「下水道・排水施設の整備」「消防・救急体制の整備」の順になっています。

逆に、「中心市街地の活性化」が最も満足度

が低く、次いで「空き家や空き地の利活用」「商業の振興」「バスや鉄道など公共交通の利便性」の順になっています。

※各調査で施策項目の一部が異なります。

■満足度が高い項目

順位	平成30年	平成25年	平成20年
1位	上水道の整備	上水道の整備	上水道の整備
2位	下水道・排水施設の整備	下水道・排水施設の整備	下水道・排水施設の整備
3位	消防・救急体制の整備	消防・救急体制の整備	消防・救急体制の整備
4位	廃棄物処理対策やリサイクルの推進	道路の整備	道路の整備
5位	防犯対策や交通安全対策の推進	幼児教育や義務教育などの充実	河川・水路の整備
6位	工業の振興	CATVや高速通信網など情報化への対応	CATVや高速通信網など情報化への対応
7位	自然環境の保全	健康づくり活動の推進	公園や緑地などの整備
8位	幼児教育や義務教育などの充実	スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーションの振興
9位	スポーツやレクリエーションの振興	公園や緑地などの整備	工業の振興
10位	コミュニティ活動の充実	河川・水路の整備	健康づくり活動の推進

■満足度が低い項目

順位	平成30年	平成25年	平成20年
36位 32位	人材の育成と雇用の創出	行財政改革の推進	企業誘致の推進や起業家への支援
37位 33位	バスや鉄道など公共交通の利便性	企業誘致の推進や起業家への支援	観光の振興
38位 34位	商業の振興	観光の振興	行財政改革の推進
39位 35位	空き家や空き地の利活用	商業の振興	商業の振興
40位 36位	中心市街地の活性化	徳山駅を中心とした中心市街地の活性化	徳山駅を中心とした中心市街地の活性化

※平成30年調査とその他の調査で項目数が異なるため、順位欄の上段に平成30年の順位、下段にその他の年の順位を記載しています。

(3)今後の生活にとっての重要度

平成30(2018)年調査では、施策の重要度について、「少子化対策や子育て支援の充実」が最も高く、次いで「幼児教育や義務教育な

どの充実」「病院等の医療体制の充実」「中心市街地の活性化」の順になっています。

■今後の生活にとっての重要度

順位	平成30年	平成25年	平成20年
1位	少子化対策や子育て支援の充実	病院等の医療体制の充実	病院等の医療体制の充実
2位	幼児教育や義務教育などの充実	幼児教育や義務教育などの充実	幼児教育や義務教育などの充実
3位	病院等の医療体制の充実	子育て支援や少子化対策の充実	青少年の健全育成
4位	中心市街地の活性化	消防・救急体制の整備	高齢者福祉の充実
5位	防災・減災体制の充実	高齢者福祉の充実	消防・救急体制の整備
6位	バスや鉄道など公共交通の利便性	防災体制の充実	廃棄物処理対策や自然環境への取り組み
7位	消防・救急体制の整備	青少年の健全育成	防犯や交通安全対策の推進
8位	防犯対策や交通安全対策の推進	防犯や交通安全対策の推進	子育て支援や少子化対策の充実
9位	青少年の健全育成	廃棄物処理対策や自然環境への取り組み	防災体制の充実
10位	商業の振興	障害者福祉の充実	障害者福祉の充実

また、今後のまちづくりにおいて重要度が高い施策は、「中心市街地の活性化」が最も高く、次いで「少子化対策や子育て支援の充実」「高

齢者福祉の充実」「バスや鉄道などの公共交通の利便性」の順になっています。

※各調査で施策項目の一部が異なります。

■今後のまちづくりにおける重要度

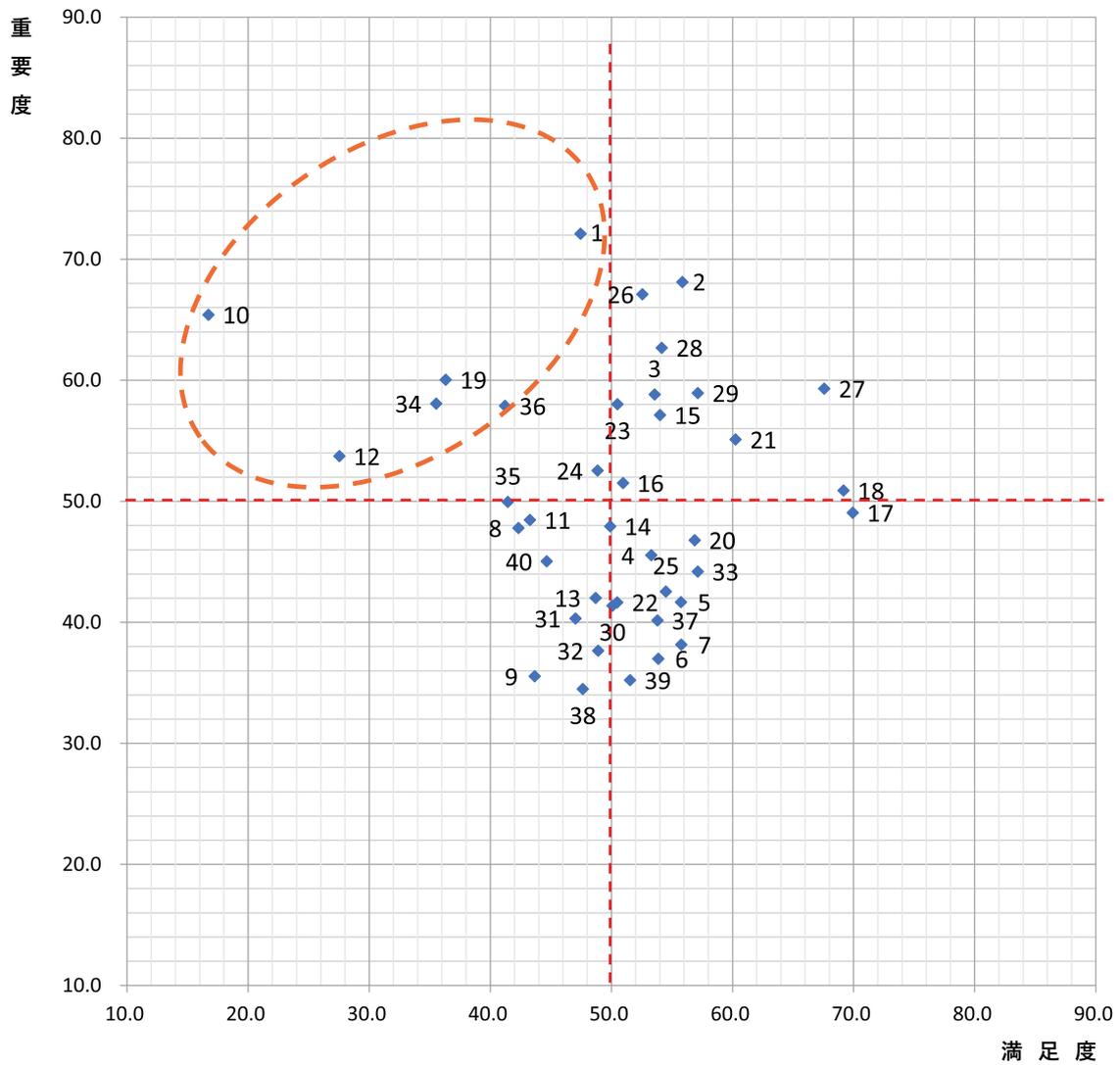
順位	平成30年	平成25年	平成20年
1位	中心市街地の活性化	徳山駅を中心とした中心市街地の活性化	徳山駅を中心とした中心市街地の活性化
2位	少子化対策や子育て支援の充実	高齢者福祉の充実	病院等の医療体制の充実
3位	高齢者福祉の充実	病院等の医療体制の充実	高齢者福祉の充実
4位	バスや鉄道など公共交通の利便性	子育て支援や少子化対策の充実	子育て支援や少子化対策の充実
5位	病院等の医療体制の充実	バスや鉄道など公共交通機関の利便性	青少年の健全育成
6位	防災・減災体制の充実	商業の振興	廃棄物処理対策や自然環境への取り組み
7位	商業の振興	青少年の健全育成	幼児教育や義務教育などの充実
8位	空き家や空き地の利活用	幼児教育や義務教育などの充実	行財政改革の推進
9位	人材の育成と雇用の創出	行財政改革の推進	バスや鉄道など公共交通機関の利便性
10位	幼児教育や義務教育などの充実	防災体制の充実	商業の振興

(4)満足度と重要度の関係

満足度と重要度との相対的關係をみると、重要度が高いのに満足度が低い取組は「中心市街地の活性化」や「空き家や空き地の利活用」「商業の振興」「公共交通の利便性」「人材の

育成と雇用の創出」「少子化対策や子育て支援の充実」となっていて、今後のまちづくりにおいて重点的に取り組む必要があります。

■満足度と重要度の散布図(偏差値)



番号	項目	番号	項目	番号	項目
1	少子化対策や子育て支援の充実	16	河川や水路の整備	31	農林業の振興
2	幼児教育や義務教育などの充実	17	上水道の整備	32	水産業の振興
3	青少年の健全育成	18	下水道・排水施設の整備	33	工業の振興
4	生涯学習の推進	19	バスや鉄道など公共交通の利便性	34	商業の振興
5	コミュニティ活動の充実	20	自然環境の保全	35	企業誘致の推進や起業への支援
6	文化・芸術活動の促進	21	廃棄物処理対策やリサイクルの推進	36	人材の育成と雇用の創出
7	スポーツやレクリエーションの振興	22	母子・父子家庭等への福祉の充実	37	CATVや高速通信網など情報化の推進
8	観光の振興	23	高齢者福祉の充実	38	市政への参画や市民と行政の協働の推進
9	国際交流など国際化への対応	24	障がい者福祉の充実	39	人権の尊重と男女共同参画の推進
10	中心市街地の活性化	25	健康づくり活動の推進	40	行財政改革の推進
11	住環境の整備や土地区画整理事業の推進	26	病院等の医療体制の充実		
12	空き家や空き地の利活用	27	消防・救急体制の整備		
13	街並みや景観の形成	28	防災・減災体制の充実		
14	公園や緑地の整備	29	防犯対策や交通安全対策の推進		
15	生活道路や幹線道路の整備	30	行政相談・消費者相談体制の充実		



徳山駅前賑わい交流施設

Ⅲ 将来人口

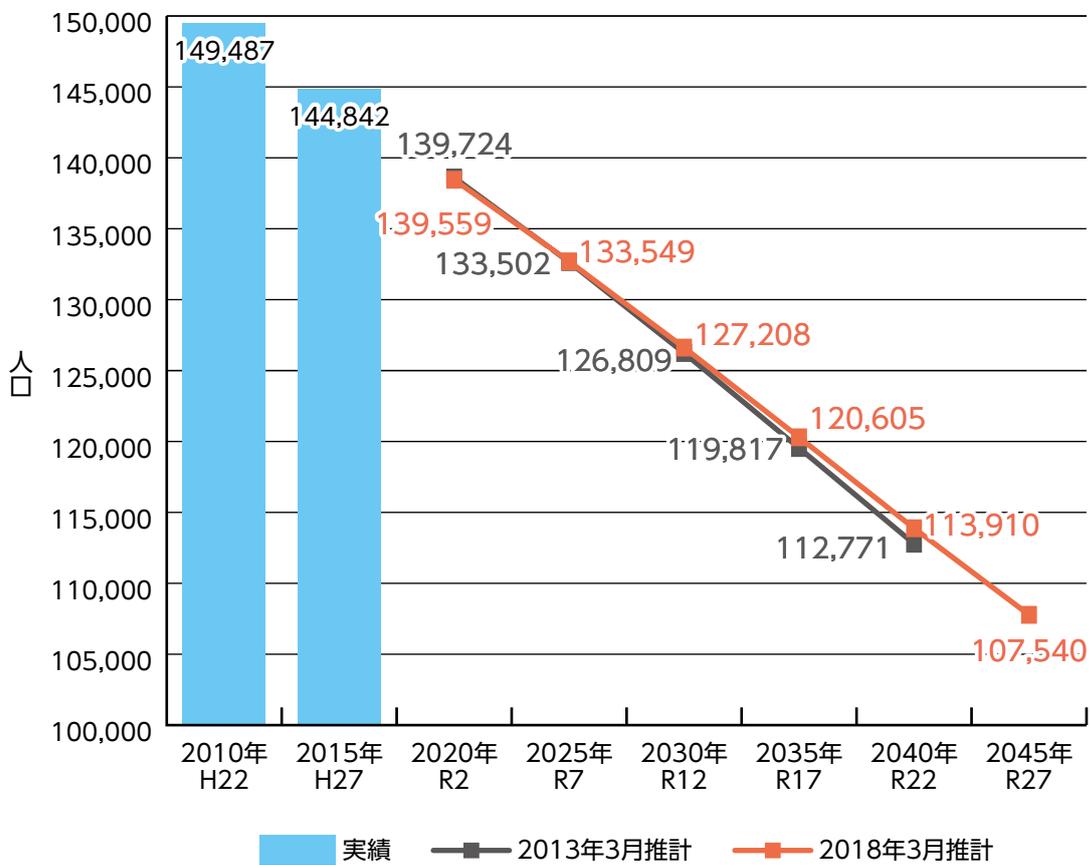
1 人口の推移と見通し

本市の人口は、昭和60(1985)年の国勢調査人口167,302人をピークに、平成27(2015)年には144,842人まで減少しています。

平成30(2018)年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、

令和7(2025)年は133,549人と推計され、前期基本計画策定時の平成25(2013)年3月に公表された将来推計人口133,502人とほぼ同じ推計となっています。これは、年齢階層別人口についても同じ結果となっています。

■将来人口推計の比較(国立社会保障・人口問題研究所人口推計)



2 将来人口への対応

依然として人口減少が続いているものの、将来推計人口について大きな変更はみられないことから、後期基本計画においても基本構想を

踏襲し、令和6(2024)年の人口が約135,000人を上回ることを目指し、重点推進プロジェクトを中心に施策を展開していきます。